



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年2月5日金曜日 第2138号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の開設者名の変更.....68
 指定障害福祉サービス事業者の指定.....68
 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....69
 指定相談支援事業者の指定.....69
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....69
 肥料登録有効期間の更新.....70
 解除予定保安林にする旨の通知.....70
 保安林予定森林.....70
 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....71
 兼用工作物の管理の方法について(7件).....85
 道路の区域変更(県道大三島環状線).....87
 道路の供用開始(").....87
 道路の区域変更(県道中山砥部線).....88
 道路の区域変更(県道三坂松山線).....88
 道路の供用開始(県道三坂松山線).....88
 道路の区域変更(一般国道380号).....88
 道路の供用開始(一般国道380号).....89

監査公表

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、財団法人愛媛県水産振興基金、南レク株式会社、財団法人愛媛県スポーツ振興事業団、松山空港ビル株式会社、愛媛エフ・イー・ゼット株式会社、松山観光港ターミナル株式会社、財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター、財団法人愛媛の森林基金.....89
 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、南レク株式会社、財団法人愛媛県スポーツ振興事業団、愛媛エフ・イー・ゼット株式会社、松山観光港ターミナルビル株式会社.....89
 学校法人愛光学園、学校法人慈強学園、学校法人四国音楽学院、特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会、社団法人愛媛県紙パルプ工業会、特定非営利活動法人がうしすてむ、特定非営利活動法人アトリエ素心居、財団法人正光会、社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会、四国環境整備興業株式会社、宇和島商工会議所、大洲商工会議所、四国中央商工会議所、愛媛県埋設農業適正処理組合、今

治市、社会福祉法人聖風会、社会福祉法人潤和会、社会福祉法人なごみの会、東温市、社会福祉法人幸楽、社会福祉法人喜久寿、宇和島市、社会福祉法人吾子苑.....90
 愛媛県競技力向上対策本部、松山空港利用促進協議会、えひめ愛フード推進機構.....91

公営企業公告

清掃業務の委託.....91

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....92
 消防設備士試験の実施に関する公示.....93

正 誤

平成22年1月22日付け第2134号愛媛県選挙管理委員会告示第6号(愛媛県選挙公営実施規程の一部改正)中.....93

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第125号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり開設者名の変更の届出があった。

平成22年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	
		変 更 前	変 更 後
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	医療法人生きる会	社会医療法人生きる会

○愛媛県告示第126号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成22年2月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300297	株式会社ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	中 川 満 夫	居宅介護	ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	平成21年12月1日
3810300297	株式会社ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	中 川 満 夫	重度訪問介護	ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	平成21年12月1日
3820200347	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越 智 一 博	共同生活援助	フレンドシップホームVI	今治市衣干町二丁目1番28号衣干ハイランド2F	平成21年12月1日
3810101497	特定非営利活動法人えがの会	松山市南久米町73番地2	澤 田 真 生	居宅介護	ヘルパーステーションえがの	松山市南久米町73番地2	平成22年1月1日

3810101497	特定非営利活動法人えがおの会	松山市南久米町73番地2	澤田 真 生	重度訪問介護	ヘルパーステーションえがお	松山市南久米町73番地2	平成22年1月1日
3810300305	株式会社サンプロジェクト	宇和島市中沢町一丁目1番47号	赤松 みどり	居宅介護	さくら・介護ステーション明倫	宇和島市中沢町一丁目1番51号	平成22年1月1日
3810300305	株式会社サンプロジェクト	宇和島市中沢町一丁目1番47号	赤松 みどり	重度訪問介護	さくら・介護ステーション明倫	宇和島市中沢町一丁目1番51号	平成22年1月1日
3810500235	株式会社正枝	新居浜市庄内町六丁目6番12号	前田 正 枝	居宅介護	居宅介護事業所小鳥のゆめ	新居浜市庄内町六丁目6番12号	平成22年1月20日
3810500235	株式会社正枝	新居浜市庄内町六丁目6番12号	前田 正 枝	重度訪問介護	居宅介護事業所小鳥のゆめ	新居浜市庄内町六丁目6番12号	平成22年1月20日

○愛媛県告示第 127 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地		
						変更前	変更後	
3820200024	社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町1丁目9番8号今治市総合福祉センター	本宮 健次郎	共同生活介護	ケアホームうずしお	今治市国分3-8-33	今治市山口甲5-2	平成21年12月1日
3820200024	社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町1丁目9番8号今治市総合福祉センター	本宮 健次郎	共同生活援助	グループホームうずしお	今治市国分3-8-33	今治市山口甲5-2	平成21年12月1日
3820200032	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越智 一 博	共同生活援助	フレンドシップホームⅣ	今治市宮ヶ崎甲713番地7	今治市唐子台西1-9-13	平成21年12月1日
3810100721	特定非営利活動法人自立生活センター松山	松山市萱町二丁目8番2号山田ビル1階A、B	中村 久 光	居宅介護	特定非営利活動法人自立生活センター松山	松山市小坂1丁目1番10号越智ビル1階東	松山市萱町二丁目8番2号山田ビル1階A、B	平成21年12月14日
3810100721	特定非営利活動法人自立生活センター松山	松山市萱町二丁目8番2号山田ビル1階A、B	中村 久 光	重度訪問介護	特定非営利活動法人自立生活センター松山	松山市小坂1丁目1番10号越智ビル1階東	松山市萱町二丁目8番2号山田ビル1階A、B	平成21年12月14日

○愛媛県告示第 128 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第32条第 1 項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定相談支援事業者			指定相談支援事業所		指定期年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地	
3831500206	有限会社さくら	東温市北方3051番地2	櫻田 直 也	相談支援事業所さくら	東温市北方3051番地2	平成22年1月1日

○愛媛県告示第 129 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
Z Y 高岡店	松山市高岡町432-1	大規模小売店舗の名称	ヴェスタ高岡	Z Y 高岡店	平成21年8月8日	平成22年1月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
Z Y北条店	松山市北条辻225 - 3	大規模小売店舗の名称	バルティ・フジ北条	Z Y北条店	平成21年 10月31日	平成22年 1月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第131号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成25年 2月 21日	愛媛県第1256号	混合有機質肥料	神協混合有機質肥料AGB1号	窒素全量 2.0 りん酸全量 6.0 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	神協産業株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1

○愛媛県告示第132号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
西予市城川町魚成6556の10、6556の12
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第133号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町緑丙 339

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 134 号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象事業の種類)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 育成林整備事業の事業の規模は、1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育（天然更新型）並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以上で、かつ、1 事業主体（<u>第 4 条</u>に規定する事業主体をいう。以下この項及び第 4 項において同じ。）による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上（育成林整備事業で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」という。）が事業主体であるものにあつては0 .5ヘクタール以上（</p> <p style="text-align: center;">森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）に基づき間伐等を実施する場合にあつては、0 .1ヘクタール以上）、特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。以下「特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者」という。）が事業主体であるものにあつては0 .1ヘクタール以上）とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 機能回復整備事業は、保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業にあつては1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以上、被害地等森林整備事業にあつては1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以</p>	<p>(補助対象事業の種類)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 育成林整備事業の事業の規模は、1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育（天然更新型）並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以上で、かつ、1 事業主体（<u>第 5 条</u>に規定する事業主体をいう。以下この項及び第 4 項において同じ。）による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上（育成林整備事業で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、<u>森林法施行令</u>（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」という。）（森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等にあつては、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が育成林整備事業の流域育成林整備事業の事業主体となる場合に限る。）又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画</p> <p style="text-align: center;">に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。以下「特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者」という。）が事業主体であるものにあつては0 .5ヘクタール以上）とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 機能回復整備事業は、保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業にあつては1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以上、被害地等森林整備事業にあつては1 施行地の面積が0 .1ヘクタール以</p>

上で、かつ、1事業主体による施行地の面積の合計が0.5ヘクタール以上（特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する場合にあつては、0.1ヘクタール以上）の森林で行うものとする。

5～7 省略

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げるものに限る。

ア～ケ 省略

(5)～(8) 省略

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したもの（以下「事業主体等」という。）は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、作業道（主に四輪自動車等が通行可能な簡易な施設をいう。）及び作業路（主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。）（以下「作業道等」という。）の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書（様式第5号）及び完成写真

(10)～(13) 省略

(14) 事業主体が森林所有者である場合であつて、公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における除間伐を地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において林分の年齢にかかわらず実施した場合にあつては、当該除間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないことを約する書類

(15) 省略

2 事業主体等が、県単独造林事業の補助金の交付申請をしようとする場合において、前項第1号及び第4号から第15号までに掲げる書類のうち、既に被害地等森林整備事業の補助金の交付申請のときに添付しているものがあるときは、当該書類については、同項の規定にかかわらず、これを添付する必要がない。

3・4 省略

第6条 省略

第7条 省略

（補助金の交付条件）

上で、かつ、1事業主体による施行地の面積の合計が0.5ヘクタール以上 _____ の森林で行うものとする。

5～7 省略

（認定造林事業）

第4条 被害地等森林整備事業のうち、次に掲げる事業を実施しようとするものは、事業実施計画につき別に定めるところにより知事の認定を受けなければならない。

(1) 育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、作業道（主に四輪自動車等が通行可能な簡易な施設をいう。）及び作業路（主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。）（以下「作業道等」という。）の開設及び改良

(2) その他知事が特に必要と認める事業

（事業主体）

第5条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 絆の森整備事業の野生生物共生整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げるものに限る。

ア～ケ 省略

(5)～(8) 省略

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したもの（以下「事業主体等」という。）は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 作業道等

_____ の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書（様式第5号）及び完成写真

(10)～(13) 省略

(14) 省略

2 事業主体等が、県単独造林事業の補助金の交付申請をしようとする場合において、前項第1号及び第4号から第14号までに掲げる書類のうち、既に被害地等森林整備事業の補助金の交付申請のときに添付しているものがあるときは、当該書類については、同項の規定にかかわらず、これを添付する必要がない。

3・4 省略

第7条 省略

第8条 省略

（補助金の交付条件）

第8条 補助金の交付を受けたもの(第5条第3項の規定により委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。第3項において同じ。)は、補助金の交付を受けた事業(以下「造林補助事業」という。)の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 育成単層林作業道等の開設又は改良に係る造林補助事業について、補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)当該育成単層林作業道等につき交付を受けた補助金相当額(森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して整備された作業道等の開設に係る造林について補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額)

(4)・(5) 省略

(6) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環施業協定又は重点実施地域において森林所有者が市町に同意書を提出している場合にあつては事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき(確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。)及び立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなるとき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額

(7) 省略

5・6 省略

第9条 省略

別表第1(第3条関係)

育成林整備事業

Table with 5 columns: 区分, 経費の内訳, 対象となる林分の年齢, 補助率. Rows include categories like (1)~(3) 省略, (4) 保ア・イ 省略, and ウ 倒木起こし.

第9条 補助金の交付を受けたもの(第6条第3項の規定により委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。第3項において同じ。)は、補助金の交付を受けた事業(以下「造林補助事業」という。)の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 育成単層林作業道等の開設又は改良に係る造林補助事業について、補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)当該育成単層林作業道等につき交付を受けた補助金相当額(森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して整備された作業道の開設に係る造林について補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額)

(4)・(5) 省略

(6) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環施業協定又は重点推進地域において森林所有者が市町に同意書を提出している場合にあつては事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき(確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。)及び立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなるとき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額

(7) 省略

5・6 省略

第10条 省略

別表第1(第3条関係)

育成林整備事業

Table with 5 columns: 区分, 経費の内訳, 対象となる林分の年齢, 補助率. Rows include categories like (1)~(3) 省略, (4) 保ア・イ 省略, and ウ 倒木起こし.

		の下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費					の下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費			
	工 除間伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	Ⅲ 齢級以上Ⅶ 齢級以下(広葉樹にあつては、Ⅲ 齢級以上Ⅻ 齢級以下)。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。	省略			工 除間伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	Ⅲ 齢級以上Ⅶ 齢級以下(広葉樹にあつては、Ⅲ 齢級以上Ⅻ 齢級以下) _____	省略
	オ 特定高年齢級間伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに当該不良木の淘汰に必要な機材及び労務を搬入するための作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略				オ 特定高年齢級間伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに _____ 作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略	
	カ・キ	省略					カ・キ	省略		
(5) 保育(天然更新型)	ア・イ	省略				(5) 保育(天然更新型)	ア・イ	省略		
	ウ 除間伐	林木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業	Ⅷ 齢級以下(広葉樹にあつては、Ⅻ 齢級以下)。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上	省略			ウ 除間伐	林木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業	Ⅷ 齢級以下(広葉樹にあつては、Ⅻ 齢級以下) _____	省略

育成 複層 林整備			道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	<u>の森林について</u> <u>は、この限りで</u> <u>ない。</u>				
		工 特 定高 齢級 間伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに当該不良木の淘汰に必要な機材及び労務を搬入するための作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略			省略	
		(6) 省略						
	2	(1)~(5) 省略						
	(6) 保 育(植 栽型)	ア・イ 省略						
		ウ 倒 木起 こし	下層木の健全な成長の促進を目的として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし(アの下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費	<u>下層木がⅤ齢級</u> <u>以下</u>	省略			省略
		エ 除 間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	<u>下層木がⅢ齢級</u> <u>以上Ⅶ齢級以下</u> <u>(広葉樹を主体とする場合に</u> <u>あつては、Ⅲ齢級</u> <u>以上Ⅻ齢級以下)。</u> <u>ただし、</u> <u>別に定める地域の標準的な施業</u> <u>における林分の密度をおおむね</u> <u>5割上回る森林又は立木の収量</u> <u>比数がおおむね100分の95以上</u> <u>の森林については、この限りで</u> <u>ない。</u>	省略			省略
				道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費				
		工 特 定高 齢級 間伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに_____作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略				省略
		(6) 省略						
2	(1)~(5) 省略							
(6) 保 育(植 栽型)	ア・イ 省略							
	ウ 倒 木起 こし	下層木の健全な成長の促進を目的として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし(アの下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費	同上				省略	
	エ 除 間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	<u>下層木がⅢ齢級</u> <u>以上Ⅶ齢級以下</u> <u>(広葉樹を主体とする場合に</u> <u>あつては、Ⅲ齢級</u> <u>以上Ⅻ齢級以下とし、Ⅶ齢級</u> <u>の下層木(広葉樹を主体とする</u> <u>場合を除く。)</u> <u>については、森林法第5条に規定する地域森林計画(以下「地域森林計画」という。)において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生</u>	省略			省略	

は保健文化機能のいずれかが高い森林とされており、かつ、森林施業計画等において長伐期施業を実施することが明記されている森林であること。

(2) 省略

3 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

別表第2(第3条関係)

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

省略
備考 1~3 省略 4 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

別表第3(第3条関係)

機能回復整備事業

1 保全松林緊急保護整備事業

(1) 保全松林健全化整備

区 分			補 助 基 準		補助率
大区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
衛生伐	(1)	不用木等の除去及び処理	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う被害木を含む不用木又は不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、破碎、焼却及び薬剤処理並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略	
		(2) 省略			

備考

1 省略

2 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

(2) 松林保護樹林帯造成

は保健文化機能のいずれかが高い森林とされており、かつ、森林施業計画等において長伐期施業を実施することが明記されている森林であること。

(2) 省略

3 作業道等の開設については、森林施業計画_____に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

別表第2(第3条関係)

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

省略
備考 1~3 省略 4 作業道_の開設については、森林施業計画_____に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

別表第3(第3条関係)

機能回復整備事業

1 保全松林緊急保護整備事業

(1) 保全松林健全化整備

区 分			補 助 基 準		補助率
大区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
衛生伐	(1)	不用木等の除去及び処理	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う被害木を含む不用木又は不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、破碎、焼却及び薬剤処理並びに作業道_の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略	
		(2) 省略			

備考

1 省略

2 作業道_の開設については、森林施業計画_____に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

(2) 松林保護樹林帯造成

2 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

2 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

大区分	区 分		補 助 基 準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1	特定林地改良		林木の生長が不良な土地の土壤条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け(土壤改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)及び作業道等の開設に要する経費並びに諸掛費(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合にあっては、地ごしらえ、植付け(土壤改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費)	省略
2・3	省略			

備考

1 省略
2 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

(2) 耕作放棄地等森林造成

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
1	(1)~(3)	省略			
		ア~ウ			
		エ除	別表第1 1(4)	Ⅲ 年齢以上Ⅶ 年齢	省略

2 作業道 の開設については、森林施業計画 _____ に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

2 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

大区分	区 分		補 助 基 準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1	特定林地改良		林木の生長が不良な土地の土壤条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け(土壤改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)及び作業路 _____ の開設に要する経費並びに諸掛費(特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合にあっては、地ごしらえ、植付け(土壤改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費)	省略
2・3	省略			

備考

1 省略
2 作業道 の開設については、森林施業計画 _____ に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

(2) 耕作放棄地等森林造成

大区分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
1	(1)~(3)	省略			
		ア~ウ			
		エ除	別表第1 1(4)	Ⅲ 年齢以上Ⅶ 年齢	省略

単層林整備		間伐	工に同じ。	級以下（森林整備協定造林の広葉樹にあつては、Ⅲ齡級以上Ⅻ齡級以下）。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。	
		オ・カ省略			
	(5) 保育(天然更新型)	ア・イ省略			
		ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。	Ⅷ齡級以下。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。	省略
	(6) 省略				
育成複層林整備	2	(1)~(4) 省略			
	(5) 保育(植栽型)	ア~ウ省略			
		エ 除間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	下層木がⅢ齡級以上Ⅶ齡級以下。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。	省略

単層林整備		間伐	工に同じ。	級以下。ただし、森林整備協定造林の広葉樹にあつてはⅢ齡級以上Ⅻ齡級以下、分収林造林にあつてはⅢ齡級以上Ⅶ齡級以下	
		オ・カ省略			
	(5) 保育(天然更新型)	ア・イ省略			
		ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。	別表第1 1(5)ウに同じ。	省略
	(6) 省略				
育成複層林整備	2	(1)~(4) 省略			
	(5) 保育(植栽型)	ア~ウ省略			
		エ 除間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	下層木がⅢ齡級以上Ⅶ齡級以下	省略

(6) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略			
	ウ 除 間伐	別表第 1 2 (7) ウに同じ。	1 (5)ウ __に同じ。	省略
(7) 省略				
3 省略				

備考

- 1 省略
- 2 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

(3) 造林未済地緊急造林

区 分			補 助 基 準		補助 率
大区 分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分 の年齢	
1 育成 単層 林 整備	(1)~(3)	省略			
	(4) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略 ウ 除 間伐	別表第 1 1 (5) ウに同じ。	Ⅷ年齢以下。た だし、別に定め る地域の標準的 な施業における 林分の密度をお おむね5割上回 る森林又は立木 の収量比数がお おむね100分の 95以上の森林に ついては、この 限りでない。	省略
2 育成 複層 林 整備	(1) 省略				
	(2) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略			
	ウ 除 間伐	別表第 1 2 (7) ウに同じ。	1 (4)ウ __に同じ。	省略	

備考

- 1 省略
- 2 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

(6) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略			
	ウ 除 間伐	別表第 1 2 (7) ウに同じ。	別表第 1 2 (7) ウに同じ。	省略
(7) 省略				
3 省略				

備考

- 1 省略
- 2 作業等 の開設については、森林施業計画 _____
_____に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

(3) 造林未済地緊急造林

区 分			補 助 基 準		補助 率
大区 分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分 の年齢	
1 育成 単層 林 整備	(1)~(3)	省略			
	(4) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略 ウ 除 間伐	別表第 1 1 (5) ウに同じ。	別表第 1 1 (5) ウに同じ。	省略
2 育成 複層 林 整備	(1) 省略				
	(2) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略			
	ウ 倒 木起 こし エ 除 間伐	別表第 1 2 (7) ウに同じ。 別表第 1 2 (7) エに同じ。	別表第 1 2 (7) ウに同じ。 別表第 1 2 (7) エに同じ。	同上 省略	

備考

- 1 省略
- 2 作業道 の開設については、森林施業計画 _____
_____に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

	然更 新型)	ウ 除 間伐	別表第 1 1 (5) ウに同じ。	Ⅷ 齡級以下。た だし、別に定め る地域の標準的 な施業における 林分の密度をお おむね 5 割上回 る森林又は立木 の収量比数がお おむね100分の 95以上の森林に ついては、この 限りでない。	省略
	(6) 省略				
	2	(1)~(4) 省略			
	(5) 保 育(植 栽型)	ア~ウ 省略			
育 成 複 層 林 整 備		工 除 間伐	下層木の健全な 成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不 良木の淘汰、不 用木又は不良木 の搬出集積並び に作業道等の開 設及び改良に要 する経費並びに 諸掛費	下層木がⅢ 齡級 以上 Ⅶ 齡級以 下。ただし、別 に定める地域の 標準的な施業に おける林分の密 度をおおむね 5 割上回る森林又 は立木の収量比 数がおおむね 100分の95以上 の森林について は、この限りで ない。	省略
	(6) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略			
		ウ 除 間伐	下層木の健全な 成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不 良木の淘汰、不 用木又は不良木 の搬出集積並び に作業道等の開 設及び改良に要 する経費並びに 諸掛費	1 (5)ウ _____ に同じ。	省略
	(7) 省略				
機 能 増 進	3	(1) 抜き伐り等	別表第 1 3 (1) に同じ。た だし、森林整備協 定造林として行 うものに係るも のに限る。	省略	

	然更 新型)	ウ 除 間伐	別表第 1 1 (5) ウに同じ。	別表第 1 1 (5) ウに同じ。	省略
	(6) 省略				
	2	(1)~(4) 省略			
	(5) 保 育(植 栽型)	ア~ウ 省略			
育 成 複 層 林 整 備		工 除 間伐	下層木の健全な 成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不 良木の淘汰、不 用木又は不良木 の搬出集積並び に作業道等の開 設及び改良に要 する経費並びに 諸掛費	下層木がⅢ 齡級 以上 Ⅶ 齡級以 下 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	省略
	(6) 保 育(天 然更 新型)	ア・イ 省略			
		ウ 除 間伐	下層木の健全な 成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不 良木の淘汰、不 用木又は不良木 の搬出集積並び に作業道等の開 設及び改良に要 する経費並びに 諸掛費	別表第 1 2 (7) ウに同じ。	省略
	(7) 省略				
機 能 増 進	3	(1) 抜き伐り等	別表第 1 3 (1) に同じ。	省略	

保 育	(2) 機能増進保 育作業道開設 等	別表第1 3(2) に同じ。た だ、森林整備協 定造林として行 うものに係るも のに限る。	省略	
4				
備考 1 省略 2 作業道等の開設については、森林施業計画又は特定間 伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施 業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。				

様式第1号(第5条、様式第7号関係)

造林事業補助金交付申請書

省略

注1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)~(8) 省略

(9) 作業道等の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書(様式第5号)及び完成写真

(10)~(13) 省略

(14) 事業主体が森林所有者である場合であつて、公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における除間伐を地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において林分の年齢にかかわらず実施した場合にあつては、当該除間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないことを約する書類

(15) 省略

別紙 省略

様式第2号(第5条、様式第1号、様式第7号関係) 省略

様式第3号(第5条、様式第1号、様式第7号関係) 省略

様式第4号(第5条、様式第1号、様式第7号関係) 省略

様式第5号(第5条、様式第1号関係)

造林作業道等出来高設計書

省略	
作業道計画概要	省略
省略	

注1・2 省略

3 次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

別紙1・2 省略

様式第6号(第7条関係) 省略

様式第7号(第8条関係) 省略

保 育	(2) 機能増進保 育作業道開設 等	別表第1 3(2) に同じ。	省略	
4				
備考 1 省略 2 <u>作業道</u> の開設については、森林施業計画_____に _____に基づき必要な施業を行う場合に限り、施 業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。				

様式第1号(第6条、様式第7号関係)

造林事業補助金交付申請書

省略

注1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)~(8) 省略

(9) 作業路等の開設にあつては、造林作業路等出来高設計書(様式第5号)及び完成写真

(10)~(13) 省略

(14) 省略

別紙 省略

様式第2号(第6条、様式第1号、様式第7号関係) 省略

様式第3号(第6条、様式第1号、様式第7号関係) 省略

様式第4号(第6条、様式第1号、様式第7号関係) 省略

様式第5号(第6条、様式第1号関係)

造林作業道等出来高設計書

省略	
作業路計画概要	省略
省略	

注1・2 省略

___ 次の書類を添付すること。

(1)~(3) 省略

別紙1・2 省略

様式第6号(第8条関係) 省略

様式第7号(第9条関係) 省略

○愛媛県告示第 135 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系西河川	西河川左岸堤防	新居浜市萩生168番地先～同市萩生156番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月28日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第 136 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系西河川	西河川左岸堤防	新居浜市萩生1193番1地先～同市萩生2133番29地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月28日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第 137 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系北河川	北河川右岸堤防	新居浜市萩生1256番1地先～同市萩生1267番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月28日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第138号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年2月5日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川王子川水系 王子川	王子川左岸堤防	新居浜市王子町2028番2地先～同市王子町1925番3地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月28日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第139号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年2月5日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川渦井川水系 渦井川	渦井川左岸堤防	新居浜市大生院851番地先～同市大生院854番地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月28日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第140号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川渦井川水系渦井川	渦井川左岸堤防	新居浜市大生院1034番1地先～同市大生院1436番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 1月28日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第141号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川渦井川水系渦井川	渦井川左岸堤防	新居浜市大生院854番地先～同市大生院866番3地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 1月28日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸3282番2から 今治市上浦町瀬戸3292番2まで	旧	メートル 7.0～10.3	キロメートル 0.045	
			新	12.0～13.2	0.045	

○愛媛県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸3282番 2 から 今治市上浦町瀬戸3292番 2 まで	平成22年 2月 5日

○愛媛県告示第 144 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年1001番地先から 同町万年744番 1 地先まで	旧	メートル 6 2 ~ 20 0 18 6 ~ 53 2	キロメートル 0 .109 0 .069	
			新	14 8 ~ 53 2	0 .069	

○愛媛県告示第 145 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲361番 2 から 同町甲362番 1 まで	旧	メートル 6 4 ~ 7 2	キロメートル 0 .026	
			新	8 4 ~ 12 .1	0 .026	

○愛媛県告示第 146 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲361番 2 から 同町甲365番 4 まで	平成22年 2月 5日

○愛媛県告示第 147 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町大平1285番 3 から 同町大平1291番 3 まで	旧	メートル 5 0 ~ 18 2	キロメートル 0 .037	
			新	15 3 ~ 25 4	0 .037	

○愛媛県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町大平1394番3から 同町大平1294番2まで	平成22年 2月 5日

監 査 公 表

○公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年 2月 5日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 明比 昭治
同 河野 忠康
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	設立 昭和47年 4月 1日 基本金額 10,000,000円 県出捐額 10,000,000円	平成21年11月25日
財団法人 愛媛県水産振興基金	設立 昭和49年 1月14日 基本金額 423,000,000円 県出捐額 120,000,000円	"
南レク 株式会社	設立 昭和48年 6月14日 基本金額 400,000,000円 県出資額 106,933,333円	"
財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	設立 昭和49年12月25日 基本金額 750,203,544円 県出捐額 500,000,000円	"
松山空港ビル 株式会社	設立 昭和53年11月 1日 基本金額 1,125,000,000円 県出資額 300,000,000円	平成21年12月17日
愛媛エフ・イー・ゼット 株式会社	設立 平成 5年 4月30日 基本金額 3,427,000,000円 県出資額 936,000,000円	"

松山観光港ターミナル 株式会社	設立 平成10年 4月23日 基本金額 600,000,000円 県出資額 256,000,000円	"
財団法人 愛媛県埋蔵文化財調査センター	設立 昭和52年 6月 9日 基本金額 5,000,000円 県出捐額 5,000,000円	"
財団法人 愛媛の森林基金	設立 昭和61年 5月10日 基本金額 1,050,980,000円 県出捐額 400,000,000円	平成21年12月18日
(監査の結果) 平成20年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		

○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年 2月 5日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 明比 昭治
同 河野 忠康
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	平成21年11月25日
南レク株式会社	"
財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	"
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社	平成21年12月17日
松山観光港ターミナルビル株式会社	"
(監査の結果) 平成20年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。	

公 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県視聴覚福祉センター	103,818,000円
南レク 株式会社	南予レクリエーション都市公園	342,504,000円
財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	愛媛県総合運動公園	190,259,000円
"	愛媛県武道館	152,685,000円
愛媛エフ・イー・ゼット 株式会社	愛媛国際貿易センター	115,310,028円
"	愛媛県植物くん蒸所	2,199,000円
松山観光港ターミナル 株式会社	松山観光港ターミナル	28,699,000円

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年 2月 5日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 明 比 昭 治
同 河 野 忠 康
同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
学 校 法 人 愛 光 学 園	平成21年11月25日
学 校 法 人 慈 強 学 園	"
学 校 法 人 四 国 音 楽 学 院	"
特定非営利活動法人 愛媛県環境保全協会	"
社団法人 愛媛県紙パルプ工業会	"
特定非営利活動法人 ぶうしすてむ	"
特定非営利活動法人 アトリエ素心居	"
財 団 法 人 正 光 会	"
社団法人 愛媛県シルバー人材センター連合会	"
四 国 環 境 整 備 興 業 株 式 有 限 公 司	"
宇 和 島 商 工 会 議 所	"
大 洲 商 工 会 議 所	"
四 国 中 央 商 工 会 議 所	"
愛媛県埋設農薬適正処理組合	"
今 治 市	"
社 会 福 祉 法 人 聖 風 会	"
社 会 福 祉 法 人 潤 和 会	"
社 会 福 祉 法 人 なごみの会	"
東 温 市	"
社 会 福 祉 法 人 幸 楽	"
社 会 福 祉 法 人 喜 久 寿	"
宇 和 島 市	"
社 会 福 祉 法 人 吾 子 苑	"

（監査の結果）

平成20年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

事 業 主 体	補 助 金 の 称	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 費	補 助 金 額
学校法人 愛 光 学 園	平成20年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	愛光高等学校、 愛光中学校の運 営費	1,007, 682,996円	309, 052,000円
学校法人 慈 強 学 園	平成20年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	東松山幼稚園の 運営費	53, 404,683円	29, 840,000円
学校法人 四 国 音 楽 学 院	平成20年度 愛媛県私立 学校運営費 補助金	愛和幼稚園、緑 ヶ丘幼稚園の運 営費	117, 403,840円	45, 854,000円
特定非営利活動 法人 愛媛県環境保全 協会	平成20年度 愛媛県「三 浦保」愛基 金環境保全・ 自然保護分 野公募事業 費補助金	地球温暖化防止 活動に関する事 業等	1, 000,000円	750,000円
社団法人 愛媛県紙パルプ 工業会	平成20年度 愛媛県紙産 業資源循環 促進支援事 業費補助金	製紙スラッジ焼 却灰の研究開発 等	40, 451,990円	20, 031,680円
特定非営利活動 法人 ぶうしすてむ	平成20年度 愛媛県「三 浦保」愛基 金社会福祉 分野公募事 業費補助金	障害者等の就労 支援に関する事 業等	1, 622,688円	1, 204,000円
特定非営利活動 法人 アトリエ素心居	平成20年度 愛媛県「三 浦保」愛基 金社会福祉 分野公募事 業費補助金	障害者等の就労 支援に関する事 業等	1, 457,751円	1, 067,000円
財団法人 正 光 会	平成20年度 精神障害者 社会復帰施 設運営費補 助金	精神障害者生活 訓練施設等の運 営費	108, 859,449円	96, 500,000円
"	平成20年度 看護師等養 成所運営費 補助金	看護師等養成所 の運営費	74, 671,096円	8, 546,000円
社団法人 愛媛県シルバー 人材センター連 合会	平成20年度 愛媛県シル バー人材セ ンター連 合会運営費 補助金	愛媛県シルバー 人材センター連 合会の運営費	18, 201,934円	8, 000,000円
四国環境整備興 業 株式会社	平成20年度 愛媛県チャ レンジ企業 総合支援事 業費補助金	下水道管更生材 料の新規開発事 業	19, 416,809円	12, 944,539円
宇和島商工会議 所	平成20年度 小規模事業 指導費補助 金	経営改善普及事 業等	56, 313,616円	48, 464,340円
大洲商工会議所	平成20年度 小規模事業 指導費補助 金	経営改善普及事 業等	38, 666,254円	34, 569,561円
四国中央商工会 議所	平成20年度 小規模事業 指導費補助 金	経営改善普及事 業等	71, 346,897円	54, 777,306円
愛媛県埋設農薬 適正処理組合	平成20年度 愛媛県埋設 農薬適正処 理事業補助 金	埋設農薬の焼却 処理等	36, 338,400円	14, 588,000円

今 治 市	平成20年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	地域づくりマネ ージメント事業 (新産業創出支 援事業)	7, 507,667円	3, 753,000円
社会福祉法人 聖 風 会	平成20年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウス南山 荘の運営費	35, 324,184円	15, 634,000円
社会福祉法人 潤 和 会	平成20年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウスひだ まりの運営費	35, 698,825円	15, 080,000円
社会福祉法人 なごみの会	平成20年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウスなご みの運営費	22, 308,522円	13, 045,000円
東 温 市	平成20年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	地域づくり推進 事業(東温市ポ ート競技普及振 興事業)	3, 033,582円	1, 515,000円
社会福祉法人 幸 楽	平成20年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウス幸楽 の運営費	55, 089,204円	20, 975,000円
社会福祉法人 喜 久 寿	平成20年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウス重信 の運営費	38, 791,303円	13, 553,000円
宇 和 島 市	平成20年度 新ふるさと づくり総合 支援事業費 補助金	地域づくりマネ ージメント事業 (「岩松らしさ」 発見発信事業)	4, 726,190円	2, 363,000円
社会福祉法人 吾 子 苑	平成20年度 愛媛県軽費 老人ホーム 事務費補助 金	ケアハウスサン ランドの運営費	23, 607,076円	14, 043,000円

事 業 主 体	負 担 金 の 名 称	負 担 金 額
愛媛県競技力向上対策本部	平成20年度競技力向上対策本部運営費負担金	130,906,425円
松山空港利用促進協議会	平成20年度松山空港利用促進協議会負担金	10,075,000円
えひめ愛フード推進機構	平成20年度えひめ愛フード推進機構負担金	13,272,000円

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 2月 5日

愛媛県立中央病院長 梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県立中央病院清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所並びに愛媛県立中央病院研修棟
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20・21・22年度製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 2228
- (2) 入札書の受領期限
平成22年 3月26日(金)午後 2時00分
- (3) 入札説明書の交付等

○公表第 8 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年 2月 5日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 明 比 昭 治
同 河 野 忠 康
同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
愛媛県競技力向上対策本部	平成21年11月25日
松山空港利用促進協議会	平成21年12月18日
えひめ愛フード推進機構	"
(監査の結果) 平成20年度において実施された上記団体に対する次の負担金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。	

ア 交付期間

平成22年 2月 5日(金)から 3月15日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前 8時 30分から午後 5時15分までをいう。)

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成22年 3月26日(金)午後 2時00分
愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9号)第 176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 135条から第 137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できる書類を、平成22年 3月15日(月)までの執務時間中に 3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

ない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133条の規定に基づいて作成されたた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital, 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 26 March 2010

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第 186号)第13条の 5 第 1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成22年 2月 5日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 関 口 和 重

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試験日時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第 1 回	平成22年 6月13日(日) 開始時間 10時	書面申請 4月12日(月)から 4月22日(木)まで	書面申請 (財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町 4 - 5 - 4 松山千舟454ビル 5階 電話 089 932 8808 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
		電子申請 4月9日(金)から 4月19日(月)まで		
第 2 回	平成22年 10月24日(日) 開始時間 10時	書面申請 8月27日(金)から 9月7日(火)まで 電子申請 8月24日(火)から 9月4日(土)まで		
第 3 回	平成23年 2月13日(日) 開始時間 10時	書面申請 12月6日(月)から 12月16日(木)まで 電子申請 12月3日(金)から 12月13日(月)まで	電子申請(問い合わせ先) (財)消防試験研究センター 企画研究部電子申請室(本部) 電話 0570 07 1000	

2 試験の種類別試験会場及び所在地

区 分	試験の種類	試験会場	所在地	摘 要
第 1 回 及び 第 2 回	甲種・乙種(第 1類~ 6類) ・丙種危険物取扱者試験	新居浜工業高等学校	新居浜市北新町 8 - 1	試験会場については、人数等の関係により、他の場所に変更することがあります。
		松山工業高等学校	松山市真砂町 1	
		八幡浜工業高等学校	八幡浜市古町 2 - 3 - 1	

	乙種第4類(科目免除なし) ・丙種危険物取扱者試験	東予高等学校	西条市周布650
		今治工業高等学校	今治市河南町1-1-36
		吉田高等学校	宇和島市吉田町北小路甲10
第3回	乙種第4類(科目免除なし) 危険物取扱者試験	愛媛大学	松山市文京町3
		松山工業高等学校	松山市真砂町1

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。
平成22年 2月 5日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 関 口 和 重

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試験日時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
平成22年 8月22日(日) 開始時間 9時	書面申請 6月28日(月)から 7月8日(木)まで 電子申請 6月25日(金)から 7月5日(月)まで	書面申請 (財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 電話 089 932 8808 受付時間 8:45~17:00 電子申請(問い合わせ先) (財)消防試験研究センター 企画研究部電子申請室(本部) 電話 0570 07 1000	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利 用

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試験会場	所在地
甲種特類・甲種1類~5類 ・乙種1類~7類消防設備士試験	愛媛大学	松山市文京町3

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

正 誤

○正 誤

平成22年 1月22日付け第2134号愛媛県選挙管理委員会告示第6号
(愛媛県選挙公営実施規程の一部改正)中

ページ	箇所	誤	正
40	下から 2行目	忘れずに投票しましょう	忘れずに投票しましょう